



★ニュース・ラインアップ★

直近の労働新聞の記事をポイント掲載いたしました。

1. 10月に0.6%へ引上げ 財政は「危機的状況」(2022/1/24)

厚生労働省はこのほど、雇用保険料率の改定について方針を決定した。新型コロナウイルス感染症の経済への影響が残っていると、失業等給付にかかわる保険料率は令和4年4～9月まで現行の1000分の2を維持するが、同年10月～5年3月までは1000分の6に引き上げる方向である。雇用調整助成金などの大規模支給により雇用保険財政が「過去に例を見ない危機的状況」にあるものの、労使の負担感も踏まえて激変緩和措置を採ったとしている。労働政策審議会の雇用保険部会(守島基博部会長)が、報告書をまとめた。

2. 技能講習 時間不足で617人が無効に(2022/1/24)

山形労働局(小森則行局長)は1月7日、ガス溶接技能講習の時間が法定の時間数に満たなかったとして、登録教習機関の一般社団法人山形県溶接協会を6カ月間の講習業務停止処分にした。平成30年4月～昨年2月に時間不足の講習が15回あった。受講した対象者617人は講習を修了したことにならないため、不足分を補填するまで関連業務に従事することができない。同協会は同労働局の指導を受け、「処分明け後の今年7～8月頃に補習を行えるよう、手配を進めている」とした。原因は、講師が試験が終わった時点で講習を切り上げてしまったことなどにあるという。

3. 著しく短い工期 下請の0.3%で経験あり(2022/1/31)

国土交通省は、著しく短い工期による建設工事請負契約の締結禁止を定めた改正建設業法の施行後、初めてとなる下請取引等実態調査の結果を明らかにした。通常必要な工期を明示した見積書を元請に提出した下請のうち、明示した日数で契約できたのは93.0%と大半を占める一方、著しく短いと疑われる工期での契約は0.3%とわずかながら存在した。著しく短い工期が設定された212社のうち、建設業法違反の通報窓口である「駆け込みホットライン」などへの相談・連絡を「行わなかった」とした企業が約7割に上った。残りは1社を除き無回答だった。

4. 1人当たり監理費 3年間で総額141万円(2022/2/7)

外国人技能実習機構は受入れ企業が監理団体に対して支払う監理費に関するアンケート調査結果をまとめた。同機構が監理費の実態を調べたのは初めて。技能実習2号修了(3年間)までに必要な額は平均141万円、3号修了(5年間)までは198万円となっている。入国前・後講習などの初期費用は平均34万1000円だった。技能実習法は監理費として、職業紹介費、講習費、監査指導費、その他諸経費の4つを実費に限り徴収して良いと定めている

★今年度の都道府県別健康保険料★

2022年3月からの保険料

令和4年2月3日、協会けんぽ健康保険料率・介護保険料率改定の都道府県別保険料が発表されました。

本年3月分(4月納付分)からの適用となります。



全支部の平均保険料率は10.0%を維持しつつ、インセンティブが反映されて支部間の料率の差は広がりそうです。

今後、段階を経て正式決定になりますが、現状の案を確認すると、引上げになるや引下げになる県と様々です。なお、介護保険料率は1.64%になります。

	健康保険	介護保険
千葉県	9.76%↘	1.64%↘
東京都	9.81%↘	
神奈川県	9.85%↘	
埼玉県	9.80%↘	
茨城県	9.77%↗	

顧問先事業所様には、保険料のお知らせを3月中旬にお知らせの予定です。

子ども・子育て拠出金の利率は、公表されましたらお知らせいたします。

健康保険等の相談したい場合は、お気軽にお問合わせ下さい。

ベイリーフ労務管理事務所

043-222-5337

★ 労務管理上のQ&A こんな時あんな時 ★

第123回

管理監督者の条件は？

Q、ある店舗で店長を任せている社員が「残業代が不払いだ」と言ってきました。当社では彼を管理者と位置づけているので、残業の支払いは不要である旨を伝えましたが、「自分はそんな立場ではない」と言い張って納得してくれません。どうやら認識にズレがあるようですが、いったい管理監督者とはどのような立場の人を指すのでしょうか？

A、管理監督者には労働時間、休憩及び休日に関する規定が適用されません。管理監督者とは、「経営者と一体的な立場にある者」を指し、実際にはごく限られた人だけが該当するものです。

事業所によってはこの「管理監督者」を自社にとって都合よく拡大解釈し、残業代のコスト削減に利用しているような脱法的なところも見受けられます。このようなことが起こらないよう、管理監督者がどのような立場の人であるのかをきちんと把握しましょう。次のようなポイントに照らし合わせて要件を満たしているか考えてみてください。

1. 責任と権限を持っていますか？
2. 労働時間の管理を自分で行っていますか？
3. 金銭的に相当の待遇を受けていますか？

以上ですが、普通の従業員とはかなり違った処遇と
考えていいでしょう。



★ベイリーフの庭から★

編 集 後 記

今年の冬は厳しい寒さですね。関東でも雪が降り、通勤や公共の交通機関にも大きな影響を与えました。

まだまだ雪が降る可能性があります、何となく梅の蕾が膨らんでいるのを見て春が近づいていることを感じます。オミクロン株の感染者数が若干減少傾向ですね。春と共に終息していけばいいのですが、今はまだ我慢、我慢！

発 行 ・ 制 作



ベイリーフ労務管理事務所

〒260-0853

千葉市中央区葛城 3-7-30

TEL 043-222-5337 FAX 043-225-1317

E-mail office.bayleaf@gmail.com

<http://www.officebayleaf.com>